

POTATOY 貸出要領

第1条 趣旨

この要綱は、木育推進のために、クリエイティブ集団 team G0-0N が所有する木育推進玩具 POTATOY の貸し出しについて必要な事項を定める。

第2条 貸出機関

玩具の貸し出しは、クリエイティブ集団 team G0-0N(以下「貸出機関」という。)が行う。

第3条 対象

貸し出しの対象は、全国の市町村及び関係各機関・団体のほか、貸出機関が適当と認めるものとする。

第4条 貸出玩具

木育推進玩具「POTATOY」(以下「木製玩具」という。)

第5条 貸出方法

(1) 木製玩具の借り受けを希望する者(以下「借受希望者」という。)は、借受申請書(様式1)を貸出機関に提出するものとする。

(2) 貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、借受希望者に対して、木製玩具を貸し出すものとする。

(3) 貸し出しを受ける者(以下「借受者」という。)は、原則として、貸出機関から木製玩具を直接受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。

(4) 貸し出しに伴う搬入及び搬出は借受者が行うものとする。

(5) 借受場所は、保管場所である帯広大谷短期大学「馬場拓也研究室」内とする。

第6条 貸出期間

貸出期間は、原則として貸出日から10日以内とする。

第7条 料金

(1) 貸出料金は、原則無料とする。

(2) 木育イベントと北海道 PR イベント以外の営利活動を含む会場で使用する場合は、1回15,000円とする。

第8条 破損等の報告

(1) 木製玩具を紛失、破損した場合は、速やかに貸出機関へ報告しなければならない。

(2) 貸出期間中、木製玩具を紛失、破損させた場合は、故意又は過失の有無に関わらず、同様の木製玩具を借受者が購入し、貸出機関に返却しなければならない。

第9条 遵守事項

借用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 借受者は、木製玩具が、木育推進を目的に作られた玩具であること、また「木育」をPRすること。

- (2) この要領に定める内容に反して利用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (3) 木製玩具を使用後は、必ず除菌ウェットティッシュ等で拭くなど清潔に保つこと。

第10条 貸出機関の責任

木製玩具の貸出期間中に、木製玩具により、借受者や利用者が被った被害、又は利用者が第三者に与えた損害に対しては、貸出機関は一切の責任を追わない。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

使用及び手入れ等に関する注意事項

- (1) 使用の際は、丁寧に取り扱い、紛失する事がないよう管理を十分すること。
- (2) 雨天時は、屋外で使用しないこと。
- (3) 子どもが使用することが想定されるため、安全対策をし、必ず補助者をつけること。
- (4) 木製玩具は壊れやすいため、取り扱いに留意し、特に、輸送、保管の際の置き方には十分注意すること。